

改正

令和3年3月26日規則第22号

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則

沖縄県中央卸売市場条例施行規則（昭和59年沖縄県規則第12号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 市場関係者

第1節 卸売業者（第6条—第13条）

第2節 仲卸業者（第14条—第17条）

第3節 売買参加者（第18条—第24条）

第4節 関連事業者（第25条—第29条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第30条—第55条）

第4章 市場施設の使用（第56条—第68条）

第5章 監督（第69条）

第6章 運営協議会（第70条—第76条）

第7章 雑則（第77条—第81条）

附則

第3節 売買参加者

（売買参加者の承認の申請）

第18条 条例第10条第1項の承認を受けようとする者は、売買参加者承認申請書（第23号様式又は第24号様式）に、次の各号に掲げる申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

（1）申請者が個人の場合 次のアからクまでに掲げる書類

ア 履歴書（第2号様式）及び写真

イ 資産調書（第25号様式）

ウ 本籍の記載のある住民票の写し

エ 市町村長が発行する身分証明書

オ 最近２年間に於ける事業実績書（第26号様式）

カ 当該事業年度開始の日以後２年間に於ける事業計画書（第27号様式）

キ 申請者が条例第10条第３項各号（第４号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（第５号様式）

ク その他知事が必要と認める書類

（２）申請者が法人の場合 次のアからキまでに掲げる書類

ア 定款

イ 登記事項証明書

ウ 当該法人の代表者及び当該法人のため常時売買に参加する者の住民票の写し、履歴書（第２号様式）、市町村長が発行する身分証明書及び写真

エ 最近２年間に於ける事業実績書（第26号様式）

オ 当該事業年度開始の日以後２年間に於ける事業計画書（第27号様式）

カ 当該法人の代表者及び当該法人のため常時売買に参加する者が条例第10条第３項各号（第４号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（第５号様式）

キ その他知事が必要と認める書類

２ 条例第10条第１項の承認の有効期間は、承認の日から起算して５年以内とする。

（承認証の交付）

第19条 知事は、条例第10条第１項の承認をしたときは、売買参加者承認証（第28号様式）を交付するものとする。

（売買参加者章の交付及び着用）

第20条 知事は、条例第10条第１項の承認をしたときは、売買参加者章（第29号様式）を交付するものとする。

２ 売買参加者は、卸売業者が行うせり売又は入札の方法による卸売に参加するときは、前項の売買参加者章をつけた帽子を着用しなければならない。

３ 第12条第５項の規定は、第１項の売買参加者章の再交付について準用する。

４ 売買参加者は、その資格を失ったときは、速やかに第１項の売買参加者章を知事に返還しなければならない。

（承認の更新）

第21条 売買参加者は、第18条第２項の有効期間満了の日後も引き続き卸売業者からせり売又は入札の方法による卸売を受けようとするときは、売買参加者の承認の更新を受けなければならない。

2 前項の承認の更新を受けようとする売買参加者は、売買参加者承認更新申請書（第30号様式又は第31号様式）に、事業実績書その他知事が必要と認める書類を添えて、これを当該有効期間満了の日の30日前までに知事に提出しなければならない。

3 第18条第2項の規定は、第1項の承認の更新について準用する。

（売買参加補助者の承認等）

第22条 売買参加者は、その取引の適正かつ健全な運営を確保するため必要があるときは、知事の承認を受けて、売買参加補助者（売買参加者の役員又は使用人で売買参加者を補助して卸売業者の行う卸売に参加するものをいう。以下同じ。）を置くことができる。

2 売買参加者は、前項の承認を受けようとするときは、売買参加補助者承認申請書（第32号様式）に、売買参加補助者についての次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

（1）履歴書（第2号様式）及び写真

（2）本籍の記載のある住民票の写し及び市町村長が発行する身分証明書

（3）その他知事が必要と認めるもの

3 知事は、第1項の承認をしたときは、売買参加補助者章（第33号様式）を売買参加者に交付するものとする。

4 売買参加補助者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、前項の売買参加補助者章をつけた帽子を着用しなければならない。

5 第16条第5項の規定は、第1項の売買参加補助者の廃止について準用する。

6 第16条第6項の規定は、第3項の売買参加補助者章の再交付について準用する。

（名称変更等の届出）

第23条 条例第12条第1号の規定による届出をしようとする者は、売買参加者廃止届出書（第34号様式）を知事に提出しなければならない。

2 条例第12条第2号の規定による届出をしようとする者は、名称変更等届出書（第11号様式）に、登記事項証明書その他知事が必要と認める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

（不適格事項該当の届出）

第24条 売買参加者は、条例第10条第3項各号（第2号及び第4号を除く。）に該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。